

一般社団法人 佐賀・長崎鉄道管理センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県鹿島市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、佐賀県及び長崎県が共同して長崎本線の肥前山口・諫早間の運行を維持するために、第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有と維持管理を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく第三種鉄道事業
- (2) 前号に附帯関連する一切の事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため、理事会において別に定めるところにより当法人に寄附した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会費等)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員は、退会する2年前までに理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第16条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費等の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散若しくは破産したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。なお、社員総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに代わる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会においては、代表理事が議長となる。

- 2 代表理事に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員及び賛助会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員等の設置)

第18条 当法人に、次の役員及び安全統括管理者を置く。

- (1) 理事4名以上
- (2) 監事1名以上
- (3) 安全統括管理者1名

2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をそれぞれ1名置くことができる。

3 代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

4 安全統括管理者とは、鉄道事業法第18条の3第2項第4号に規定する者をいう。

(役員等の選任)

第19条 理事、監事及び安全統括管理者は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族（その他当該理事と公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 安全統括管理者は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第36条の4に規定する要件を満たす者を選任するものとする。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、代表理事を補佐して当法人の業務を執行する。
 - 4 常務理事は、代表理事及び専務理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
 - 5 代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(安全統括管理者の職務及び権限)

- 第22条 安全統括管理者は、鉄道事業法及びその他の法令等で定めるところにより、輸送の安全を確保するための業務を執行する。
- 2 安全統括管理者は、前項に掲げる業務を実施するため、次の権限を有するものとする。
 - (1) 鉄道の安全の状況を把握する権限
 - (2) 理事会に対して意見をする権限
 - (3) 使用人に対して指揮命令権を行使し又は必要な指示を出し得る権限
 - 3 前項第2号により安全統括管理者が意見をした場合、理事会はその意見を尊重しなければならない。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員等の解任)

第24条 理事、監事及び安全統括管理者は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員の報酬等は、社員総会の決議により定める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

(アドバイザーの設置)

第28条 理事会は、職務の遂行に係る専門的意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者、高い専門的知見を有する者等のうちから、理事会の決議によって選任する。
- 3 アドバイザーは、必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。

(開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事及び安全統括管理者から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集し、開会日の1週間前までに各理事、各監事及び安全統括管理者に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故等による支障があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事、監事及び安全統括管理者の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第31条 理事会においては、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が議長となる。

- 2 代表理事に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに代わる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができるものとし、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事、監事及び安全統括管理者は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	山下 宗人	前田 直紀
	早稲田 智仁	峰松 茂泰
設立時代表理事	早稲田 智仁	
設立時監事	白川 秀樹	

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号	
佐賀県 佐賀県知事 山口 祥義	
長崎県長崎市尾上町3番1号	
長崎県 長崎県知事 中村 法道	

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附則（令和4年6月21日）

定款第18条第1項及び第4項、第19条第1項及び第5項、第22条、第24条、第29条第3項第2号、第30条第1項及び第3項並びに第33条第2項の変更については、社員総会の決議があった日から施行する。